

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、調査完了地区における再調査など、国庫補助負担制度を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。
また、地籍調査における境界確認の効率化を図るための方策について、検討すること。
2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。
3. 基幹統計調査については、調査業務を国直轄調査の方法へ拡大・移行するとともに、統計調査の民間委託を推進することにより、都市自治体の負担軽減を図ること。
4. 所有者が不明である不動産や相続放棄財産については、調査のために膨大な時間と労力を要することから、当該業務を円滑に進めるため、その処分等に当たって必要となる手続の制度化など必要な措置を講じること。